

別紙 2

(営業所等が複数ある場合のみ記載)

営業所	形態	1. 営業所 ② 行商の本拠となる事務所・住所又は居所
	(フリガナ) 名称	アイチリサイクル アイサイシテン 愛知リサイクル 安西支店
	所在地	愛知県愛西市〇〇町〇番〇号 電話(0000)00-0000番
営業所	形態	1. 営業所 ② 行商の本拠となる事務所・住所又は居所
	(フリガナ) 名称	アイチリサイクル イヌヤマシテン 愛知リサイクル 犬山支店
	所在地	高山市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話(0577)00-0000番
営業所	形態	1. 営業所 2. 行商の本拠となる事務所・住所又は居所
	(フリガナ) 名称	
	所在地	電話() - 番
営業所	形態	1. 営業所 2. 行商の本拠となる事務所・住所又は居所
	(フリガナ) 名称	
	所在地	電話() - 番

営業所が多数あり記載しきれない場合は別紙2を追加して作成

(保管場所・解体場所が複数ある場合のみ記載)

保管場所・解体場所の別	① 保管場所 ② 解体場所	
	使用に係る営業所の名称	愛知リサイクル 愛西支店
	所在地	愛知県愛西市〇〇町〇丁目〇番〇号
保管場所・解体場所の別	① 保管場所 ② 解体場所	
	使用に係る営業所の名称	愛知リサイクル 犬山支店
	所在地	愛知県犬山市〇〇町〇番〇号
保管場所・解体場所の別	① 保管場所 ② 解体場所	
	使用に係る営業所の名称	愛知リサイクル 愛西支店
	所在地	愛知県愛西市〇〇町〇丁目〇番〇号
保管場所・解体場所の別	① 保管場所 ② 解体場所	
	使用に係る営業所の名称	
	所在地	

保管場所・解体場所が多数あり記載しきれない場合、「別紙2」を追加して作成

別紙 1

(申請者が法人の場合のみ記載)

代表者	(フリガナ) 氏名	アイチ シ・ロウ 愛知 次郎
	住所又は居所	愛知県一宮市〇〇町〇番地 電話(0000)00-0000番
	生年月日	西暦 昭和 平成 年 月 日 性別 男 女 1 ② 3 00300101 ① 2
役員	役職	① 取締役又は執行役 2. 業務を執行する社員 3. 法定代理人 4. その他
	(フリガナ) 氏名	稲沢 三郎
	住所又は居所	愛知県稲沢市〇〇町〇番〇号 電話(0000)00-0000番
役員	生年月日	西暦 昭和 平成 年 月 日 性別 男 女 1 ② 3 00400101 ① 2
	役職	1. 取締役又は執行役 2. 業務を執行する社員 3. 法定代理人 4. その他
	(フリガナ) 氏名	
役員	住所又は居所	電話() - 番
	生年月日	西暦 昭和 平成 年 月 日 性別 男 女 1 2 3 1 2
	役職	1. 取締役又は執行役 2. 業務を執行する社員 3. 法定代理人 4. その他
役員	(フリガナ) 氏名	
	住所又は居所	電話() - 番
	生年月日	西暦 昭和 平成 年 月 日 性別 男 女 1 2 3 1 2
役員	役職	1. 取締役又は執行役 2. 業務を執行する社員 3. 法定代理人 4. その他
	(フリガナ) 氏名	
	住所又は居所	電話() - 番
役員	生年月日	西暦 昭和 平成 年 月 日 性別 男 女 1 2 3 1 2

収入証紙記載例

誓約書記載例

別記
第1号様式

収入証紙 (使用済金属類営業) 納付書		整理番号	
納入年月日		平成30年 00月 00日	
納(申 入請 者者)	住所又は居所	愛知県名古屋市中区〇丁目〇番〇号	
	氏名又は名称	株式会社 愛知リサイクル	
手数料の種別	許可申請	件数	許可証の再交付
	10,000円	件	1,200円
	許可の更新	件数	許可証の書換え
	10,000円	1 件	1,500円
岐阜県収入証紙貼付け欄		証紙合計金額	10,000 円
備考	1 該当事項を○で囲み、記入してください。 2 証紙貼付け欄が不足の場合は、別紙を利用してください。		

[法人申請用]

(記載例)

誓 約 書

当法人は、岐阜県使用済金属類営業に関する条例第4条第1号、第3号、第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる

- 破産者で復権を得ないもの
- 岐阜県使用済金属類営業に関する条例、古物営業法、質屋営業法、犯罪による収益の移転防止に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条、第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律に規定する罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 岐阜県使用済金属類営業に関する条例第24条第1項、古物営業法第24条又は質屋営業法第25条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- 岐阜県使用済金属類営業に関する条例第24条第1項、古物営業法第24条又は質屋営業法第25条第1項の規定による許可の取消しの処分に係る岐阜県行政手続条例第15条又は行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分しないことを決定する日までの間に岐阜県使用済金属類営業に関する条例第10条第1項第1号、古物営業法第8条第1項第1号又は質屋営業法第9条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者(その営業の廃止について相当な理由があるものを除く。)で、当該返納の日から起算して5年を経過しない者
- 法人で、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらの準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに岐阜県使用済金属類営業に関する条例第4条第1号から第6号までのいずれかに該当する者があるもの
- 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

の、いずれにも該当しないことを誓約します。

岐阜県公安委員会 殿

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

愛知県名古屋市中区〇丁目〇番〇号

株式会社 愛知リサイクル

氏名 代表取締役 愛知 二郎

